

定 款

社団法人 日本フードサービス協会

社団法人 日本フードサービス協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、社団法人日本フードサービス協会（英文名 Japan Foodservice Association。略称をジェフ（J.F.）という。

(事 務 所)

第2条 本会は、事務所を東京都港区に置き、理事会の議決を経て必要の地に従たる事務所を置くことができる。

(目 的)

第3条 本会は、我が国のフードサービス産業の健全な発展及び消費者に、より一層の貢献をするため、当該産業の近代化及び国際的経営水準化を図り、もって国民食生活の健全なる向上に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 内外のフードサービス産業に関する調査並びに情報の収集及び交換
- (2) フードサービス産業の近代化及び合理化に関する調査研究
- (3) 食品原材料、厨房機器等の調達合理化に関する体制整備
- (4) フードサービス産業の健全な発展を図るための各種教育及び研究
- (5) 一般消費者に対する啓もう宣伝
- (6) 地域活性化・観光振興に寄与するためのフードサービス産業に関する経営改善等の事業の実施
- (7) フードサービス産業に関する行政施策の実施に対する協力
- (8) 関係行政庁に対する建議又は請願
- (9) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(規 約)

第5条 この定款で定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、規約で定める。

第2章 会 員 等

(会員の資格)

第6条 本会の会員となる資格を有する者は、不特定多数の者に対し、フードサービスを行う者で、かつ、年間の売上高が1億円以上である者とする。

(加 入)

第7条 本会の会員になろうとする者は、加入申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(脱 退)

第8条 会員は、次の事由により本会を脱退する。

- (1) 会員から脱退の申出があったとき。
- (2) 会員たる資格の喪失
- (3) 死亡又は解散
- (4) 会費を1年以上納入しないとき
- (5) 除 名

2 前項第1号の申出は、脱退届を会長に提出して行わなければならない。

(除 名)

第9条 本会は、会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、その会員を除名することができる。この場合には、本会は、その総会の開催日の10日前までにその会員に対して、その旨を書面をもって通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 本会の事業を妨げ、又は本会の名誉をき損する行為をしたとき
- (2) 定款又は総会の議決を無視する行為をしたとき

2 会長は、除名の議決があったときは、その旨を会員に通知するものとする。

(加入金及び会費)

第10条 会員は、加入の際に総会で別に定める加入金を納入しなければならない。

2 会員は、毎年総会で別に定める会費を納入しなければならない。

3 既納の加入金及び会費は、会員の脱退の場合においても、これを返還しない。

(届 出)

第11条 会員は、その氏名（会員が団体の場合には、その名称及び代表者の氏名）又は住所に変更があったときは、遅滞なく、本会にその旨を届け出なければならない。

2 会員が団体である場合には、あらかじめ会員の代表者としてその権利を行使する者を本会に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(賛助会員)

第12条 本会の目的に賛同し、所定の様式による申込みをした者は、賛助会員となることができる。

2 賛助会員は、総会で別に定める賛助会費を納入しなければならない。

3 賛助会員は、本会が発行する資料等の配布を受けるほか、会長が適当と認める場合には本会の事業に参加することができる。

4 賛助会員は、次の事由により、本会を脱退する。

(1) 賛助会員から脱退の申出があったとき

(2) 死亡又は解散

(3) 賛助会費を1年以上納入しないとき

(4) 会長が除名を適当と認めたとき

5 既納の賛助会費は、賛助会員の脱退の場合においてもこれを返還しない。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第13条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 40人以上 45人以内

(2) 監事 2人以上 4人以内

2 理事及び監事は、総会において会員又は会員の代表者としてその権利を行使する者のうちから選任する。ただし、総会で必要と認めたときは、会員又は会員の代表者としてその権利を行使する者以外から理事10名以内及び監事1人を選任すること

ができる。

- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事のうちから会長1人、副会長10人及び専務理事1人及び常務理事1人を互選する。
- 5 理事のうち、同一親族（3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者をいう。）又は特定企業の関係者である理事の占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。

（役員職務）

第14条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐して本会の業務を掌理し、あらかじめ理事会において定める順序により、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、事務局を統轄して会務を処理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠けたときはその職務を行う。
- 4 常務理事は、会長及び副会長を補佐して本会の業務を執行し、会長、副会長及び専務理事に事故があるときはその職務を代理し、会長、副会長及び専務理事が欠けたときはその職務を行う。
- 5 理事は、理事会を組織し、事業を執行する。
- 6 監事は、民法（明治29年法律第89号）第59条に規定する職務を行う。

（役員任期）

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（辞任又は任期満了の場合）

第16条 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（解任）

第17条 役員は、本会の役員としてふさわしくない行為をしたときその他特別の事由

があるときは、総会の議決を経て解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第18条 役員は、無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、常勤の理事には、総会の議決を経て、報酬を支払うことができる。

(顧問・参与・相談役及び協力アドバイザー)

第19条 本会に顧問・参与・相談役及び協力アドバイザーを置くことができる。

2 顧問・参与・相談役及び協力アドバイザーは、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

3 顧問・参与・相談役及び協力アドバイザーは、本会の重要事項について会長の諮問に応ずる。

第4章 総 会

(総 会)

第20条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。

3 通常総会は、毎事業年度1回以上開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会において必要と認めたとき

(2) 会員の5分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(3) 民法第59条第4号の規定により監事が招集したとき

(総会の招集)

第21条 総会は、前条第4項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2 前条第4項第2号に掲げる場合には、会長は、請求があった日から20日以内に総会を招集しなければならない。

- 3 総会の招集は、少なくともその開催日の7日前までに、その会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第22条 総会は、会員総数の過半数会員が出席しなければ開くことができない。

- 2 会員は、総会において、各1個の表決権を有する。
- 3 総会においては、前条第3項の規定により、あらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、次条第1号から第6号に掲げる事項を除き、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 総会の議事は、第24条に規定する場合を除き、出席者の表決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は会員として議決に加わる権利を有しない。

(総会の議決事項)

第23条 この定款において別に定める事項のほか、次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 解 散
- (3) 加入金、会費及び賛助会費の額並びにその徴収方法の決定又は変更
- (4) 事業計画及び収支予算の決定又は変更
- (5) 事業報告、収支計算、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の承認
- (6) 規約の制定又は改廃
- (7) 理事会において必要と認めた事項
- (8) その他本会の運営に関する重要な事項

(特別議決)

第24条 次の事項は、総会において、出席者の表決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 解 散
- (3) 会員の除名

(書面又は代理人による表決)

第25条 会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の日の前日までに本会に到達しないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。

4 第1項の規定により表決権を行使する者は、出席したものとみなす。

(議事録)

第26条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数、会議に出席した会員の数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあってはその旨を付記すること）

(3) 議案

(4) 議事の経過の概要及び結果

(5) 議事録署名人の選出に関する事項

2 議事録には、議長及び出席会員のうちからその総会において選出された議事録署名人2人以上が署名し、押印するものとする。

3 議事録は、事務所に備え付けておかなければならない。

第5章 理事会

(理事会)

第27条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事会は、必要に応じ会長が招集する。

3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

4 監事は、必要に応じ理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会の議決事項)

第28条 この定款において別に定めるもののほか、次に掲げる事項は、理事会におい

て審議し、又は決定するものとする。

- (1) 会務を執行するための計画、組織及び管理の方法
- (2) 事業計画等総会に附議すべき事項及び総会の招集に関すること
- (3) 総会の議決した事項の執行に関すること
- (4) 諸規程の制定又は改廃に関すること
- (5) その他理事会において必要と認めた事項

(規定の準用)

第29条 第20条第4項第2号、第21条第3項、第22条、第25条並びに第26条の規定は、理事会に準用する。この場合において、「総会」とあるのは「理事会」と、「会員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

第6章 委員会

(委員会)

第30条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の議決を経て委員会を置くことができる。

2 委員会に関する必要な事項は、理事会で別に定める。

第7章 支部

(支部及びブロック協議会)

第31条 本会は、必要に応じ支部及びブロック協議会を設置することができる。

第8章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第32条 本会に事務局を置く。

2 事務局に関する規程は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

3 職員は、会長が任免する。

(事業の執行)

第33条 本会の業務の執行の方法については、総会で定める規約によるほか、理事会で定める。

(帳簿及び書類の備付け)

第33条の2 協会は、主たる事務所に、民法第51条及びこの定款で別に定めるもののほか、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 定 款
- (2) 役職員等の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (5) その他必要な書類及び帳簿

第9章 資産及び会計等

(事業年度)

第34条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(資産の構成)

第35条 本会の資産は、次の各号に掲げるものによって構成する。

- (1) 本会の設立当初に寄附された財産
- (2) 加入金、会費及び賛助会費
- (3) 寄附金品
- (4) 助成金又は交付金
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生ずる収入
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第36条 本会の資産は会長が管理し、その方法は理事会において定める。

2 会計に関する規程は、総会の議決を経て会長が別に定める。

(経費支弁の方法)

第37条 本会の経費は、資産を超えて支弁してはならない。

(借入金)

第37条の2 協会は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、あらかじめ理事会において定めた額を限度として、その事業年度の収入をもって償還する一時借入金をすることができる。

2 協会は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、総会の議決を経て、かつ、農林水産大臣の承認を受けて、資産の額を限度として、長期借入金をすることができる。

(監査)

第38条 会長は、毎事業年度終了後、次の書類を作成し、通常総会開催の7日前までに監事に提出してその監査を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支計算書、貸借対照表、正味財産増減計算書

(3) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項の書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを事務所に備え付けておかななければならない。

(事業計画及び収支予算)

第39条 会長は、毎事業年度開始前に事業計画及び収支予算の案を作成し、総会に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が決定しないときは、直近に開催される総会までの間、理事会の議決を経て、前年度の予算に準じて暫定予算を編成し、収入及び支出することができる。

3 前項の収入及び支出は、当該年度の予算が直近に開催される総会において決定したときは、当該年度の予算に基づいてなしたものとみなす。

(報 告)

第40条 会長は、毎事業年度開始の日から3月以内に、次の各号に掲げる書類を農林水産大臣に提出しなければならない。

- (1) 前年度の事業概況報告書及びその年度の事業計画書
- (2) 前年度末の財産目録
- (3) 前年度の収支計算書、貸借対照表、正味財産増減計算書及びその年度の収支予算書
- (4) 前年度末の会員名簿及び前年度における会員の異動状況を記載した書類

第10章 定款の変更及び残余財産の処分

(定款の変更)

第41条 この定款の変更は、農林水産大臣の認可を受けなければその効力を生じない。

(解散及び残余財産の処分)

第42条 この法人は、民法（明治29年法律第89号）第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定により解散する。

- 2 本会が解散した場合において残余財産があるときは、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣の許可を受けて本会の目的と類似の目的をもつ他の法人に寄附するものとする。

第11章 雑 則

(細 則)

第43条 この定款において別に定めるもののほか、本会の事務の運営上必要な細則は、理事会の議決を経て会長が定める。

附 則

- 1 この定款は、昭和49年10月18日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の事業年度は、第34条の規定にかかわらず、設立の日に始まり昭和50年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立当初の役員は第13条第2項及び第4項の規定にかかわらず別紙のとおりとし、その任期は第15条第1項の規定にかかわらず設立の日から第1回の通常総会の終了の日までとする。

附 則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日（昭和60年6月1日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日（平成2年6月14日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日（平成3年7月2日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日（平成4年7月8日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日（平成9年7月18日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日（平成11年8月3日）から施行する。